

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

資料1-3

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:17	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:17	【アウトプット指標】			
<p>労災特別介護施設設置費</p> <p><事業概要> 在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための労災特別介護施設の整備・修繕を行う。</p> <p>(担当:労働基準局 労災管理課)</p>	<p>28年度目標</p> <p>外壁改修工事に係る設計(北海道施設)、給湯ボイラー更新工事及び空調熱源設備更新工事(愛知施設)並びに中央監視装置更新工事(広島施設)を年度内に完了する。</p> <hr/> <p>28年度実績</p> <p>上記工事は全て国土交通省に支出委任としていたが、入札不調等により、年度内に完了できなかった。</p>	<p>平成28年度中の完了を目標としていた工事については、国土交通省への支出委任を行っているが、近年の建材高騰や人員不足等公共工事を巡る厳しい環境の下、同省による調達に入札不調が発生している状況にあり、厳しい工期での入札となった結果、当年度内に実施できなかった。</p>	<p>支出委任を行った工事について、適切な水準の予算を確保した上で、適切な工期を確保した入札が行われるよう、調達スケジュールを事前に確認し、必要な働きかけを行う等、関係機関と調整を行う。</p> <p>なお、平成28年度に予定していた外壁改修工事に係る設計(北海道施設)、給湯ボイラー更新工事及び空調熱源設備更新工事(愛知施設)並びに中央監視装置更新工事(広島施設)については、平成29年度への繰越手続を適正に終了し、同年度中に完了する予定である。</p>	<p>【アウトカム指標】 入居者からの労災特別介護施設に対する総合的な感想(施設の必要性等)が有用であった旨の評価を90%以上とする。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 29年度で予定している支出委任を含む工事全15件について、年度内に80%(12件)以上完了させる。</p>

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:18	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:18	【アウトプット指標】			
<p>労災特別介護援護経費</p> <p><事業概要> 在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。</p> <p>(担当:労働基準局 労災管理課)</p>	<p>28年度目標</p> <p>全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。</p> <hr/> <p>28年度実績</p> <p>年平均入居率: 88.6% ※695名(年平均入居者数)／784名(入居定員数)</p>	<p>全8施設の死亡や長期入院等による退去者数が、27年度の64名に対し28年度は58名と6名減少したものの、新規入居者数が、27年度の65名に対し28年度は40名と25名減少したことにより、28年度の平均入居率は、27年度から0.7ポイント低下して88.6%となった。特に北海道施設及び愛媛施設の入居率が低かった(北海道施設77.6%、愛媛施設73.5%)ことにより、目標を達成できなかった。</p>	<p>アウトプット指標はわずかに目標に届かなかったことから、引き続き、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行う。</p> <p>さらに、当課としても本事業について、①全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じ職員へ周知し、年金支給決定時に職員から入居者に対する説明及び周知を実施すること等、②全都道府県の障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対し本事業を紹介すること等をそれぞれ依頼するなど、入居率向上のための取組を引き続き行う。</p> <p>また、特に入居率が低い北海道施設及び愛媛施設については、両施設の入居勧奨に的を絞ったリーフレット(例として現在の空き室状況を明示)等を作成し、該当する地域の重度被災労働者に配布する等の取組を受託者と連携して行う。</p> <p>なお、当該事業については、市場化テストに基づく民間競争入札を実施して受託者を選定し、平成29年度から平成31年度までの3年契約を締結しているが、次期契約(平成32年度～)の調達に当たっては、今後の入居率推移等も踏まえ、定員等の見直しを含めて検討を行う。</p>	<p>【アウトカム指標】 入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。</p>

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:21	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:21	【アウトプット指標】			
<p>過労死等援護事業 実施経費</p> <p><事業概要> 「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。</p> <p>(担当:労働基準局 総務課)</p>	<p>28年度目標</p> <p>過労死遺児交流会の参加者を50人以上とする(民間団体における27年度実績(26人)の2倍程度)。</p> <hr/> <p>28年度実績</p> <p>過労死等遺児交流会の参加者:41人(大人(保護者)14人、子ども27人)</p>	<p>事業実施初年度であり、仕様の検討等のため契約締結が6月となり、協力団体から夏休み中の開催の方が参加しやすいと要望を受けたが実施が困難であったため、年末年始を除く冬休み中の限られた候補日での開催となり、都合のつかない方が相当数存在したと思われること。</p> <p>また、インフルエンザ等子どもの体調の悪化等の事情により、実施直前まで参加を確定できない方がおり、参加者数の目標を達成できなかった。</p>	<p>①夏休み中に交流会を開催する。</p> <p>②参加者満足度は高いことから、平成28年度に開催された交流会の実施状況について、本事業の協力団体でもある「全国過労死を考える家族の会」を通じて、未だ交流会に参加したことのない遺児及びその保護者に広く周知を図ることとしたい。</p>	<p>【アウトカム指標】 過労死遺児交流会の参加者満足度を80%以上とする。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 過労死遺児交流会の参加者を50人以上とする。(民間団体における27年度実績(26人)の2倍程度)</p>

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:28	未達成の指標 【アウトプット指標】	理由	改善事項	29年度目標
28番号:28				
職場における受動喫煙対策事業 <事業概要> 病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れていることから、以下の事業を行う。 (1)周知啓発、意識調査等の実施 (2)①コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)の開設 ②測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出し (3)喫煙所を設置する等の措置を実施する事業場に対する費用の一部助成 (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)	28年度目標 (2)②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成27年度実績に対し5%以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成27年度実績に対し10%以上増加させる。	アウトプット指標(2)②と(3)が目標未達成であった。平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームが発足し、同年10月に「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」が公表されるなど、受動喫煙防止対策の強化が検討される中、喫煙室の設置の可否、要件その他の詳細が定まっていないため、事業者が喫煙室を設置等することを見合わせているような動きもあり、受動喫煙防止対策助成金の平均利用件数が減ったものと考えられる。また、粉じん計等の機器の貸出も、助成金の手続きの関係で必要となり依頼する事業者が多いため、助成金の平均利用数の減少により貸出件数も伸びなかったものと考えられる。	助成金申請者の利便性向上のため、受動喫煙防止対策助成金の申請に当たって必要となる具体的な手続きや書類の作成要領を一覧できる「受動喫煙防止対策助成金の手引き」を平成29年4月に公表したところであるが、事業の利用促進に係る取組を今後も続けていく。 また、生活衛生団体を中心に当事業のリーフレットの配布団体数及び配布部数を大幅に増やすなど、事業の周知を一層図っていく。(労働局・労働基準監督署を除く団体へのリーフレット配布数:76団体、10550部(H27)→274団体、23850部(H28)→343団体、39150部(H29予定)) なお、健康増進法の改正内容がまとまるまでの間は、当面、事業者が当事業の利用を見合わせる動きが続くことが見込まれるが、引き続き労働安全衛生法に基づく受動喫煙防止の取組を促進していく。	【アウトカム指標】 ①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。
	28年度実績 (2)②平均貸し出し件数は61.9件/月(前年度比2.6%増)であった。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数は40.6件/月(前年度比13.0%減)であった。			【アウトプット指標】 (1)各都道府県で平均2.5回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発を行う。 (2)①専門家による実地指導の1か月当たりの平均実績件数について、平成28年度実績を維持する。②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成28年度実績を維持する。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成28年度実績を維持する。

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:35	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:35	【アウトプット指標】			
<p><u>若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化</u></p> <p><事業概要> 事業①: 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。</p> <p>事業②: 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。</p> <p>事業③: 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。</p> <p>(担当:労働基準局 監督課)</p>	<p>28年度目標</p> <p>事業①:1月平均2,800件以上の「労働条件相談ほっとライン」への相談を受け付ける。</p> <p>事業③:大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を100校以上に行う。</p> <hr/> <p>28年度実績</p> <p>事業①:2,577件</p> <p>事業③:大学等で47回セミナーを開催し、高校等への講師派遣は91回行った。</p>	<p>事業①:労働条件相談ほっとラインの回線不足により、ピーク時の着信全てに対応することができず、相談件数が伸び悩んだ</p> <p>事業③:大学は指標の2倍以上の開催回数となったが、高校については、カリキュラム確定前の早期に事業の勧奨ができなかったため、講師派遣を希望する高校が100校に満たず、91校となった。</p>	<p>事業①:回線増設により相談件数の増加が見込まれる。また、開設日を増加するとともに、ピーク時以外の相談件数を増やすため、周知広報の充実を図る。</p> <p>事業③:高校等へのセミナー開催勧奨のお知らせを、カリキュラム確定前のできるだけ早期に行い、希望校を多く募ることとしたい。加えて、厚生労働省のツイッターを利用した周知も併せて行うことにしたい。</p> <p>※なお、平成29年度は、「事業④:労働法教育に関する支援対策事業」を追加実施している。</p>	<p>【アウトカム指標】 事業①:「労働条件相談ほっとライン」の利用者の70%以上から満足であった旨の回答を得る。 事業②:「確かめよう労働条件」の利用者の80%以上から有用であった旨の回答を得る。 事業③:大学等において実施するセミナーの受講者の80%以上から有用であった旨の回答を得る。 事業④:労働法教育を適切に実施するため、キャリア担当職員等が活用しやすい指導者用資料等を作成する。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 事業①:1月平均3,000件以上の相談を受け付ける。 事業②:ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。 事業③:大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を100校以上に行う。 事業④:平成30年3月までに、大学生等向けの指導者用資料を作成し、全国の大学等への配布を行う。</p>

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:39	未達成の指標 【アウトプット指標】	理由	改善事項	29年度目標
28番号:39				
<p>新規起業事業場対策</p> <p><事業概要> 事業①:新規起業事業場における安全衛生管理体制の確立等が図られるよう、専門家を派遣し、指導及び助言を行う。</p> <p>事業②:新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを新たに設置し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、事業場が関係法令に基づき行うべき手続きの解説等を実施する。</p> <p>(担当:労働基準局監督課)</p>	<p>28年度目標</p> <p>事業①:労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を400社以上とする。</p>	<p>そもそも個別指導を希望する事業場が少なかったため、個別指導事業場数が目標の92.3%にとどまった。</p>	<p>平成29年度より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規起業事業場に対する個別指導の勧奨の早期実施(6月～7月) ・厚生労働省ツイッターを利用して、事業HPの周知を行うとともに、引き続き本事業周知のためのセミナー開催風景の動画をインターネットに掲載する。 <p>※総務省の市場化テスト対象事業。官民競争入札等監理委員会の指摘を踏まえ、平成29年度から、東日本と西日本に入札単位を2分割して調達することで、受託業者が機動的に事業を実施できることや、効率的な事業運営のために仕様書を大幅に見直したところであり、前年以上の実績が見込まれるところ。</p>	<p>【アウトカム指標】 事業① 当該事業を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。</p> <p>事業② ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p>
<p>28年度実績</p> <p>事業①:個別指導事業場数が369社となった。</p>	<p>【アウトプット指標】 事業① 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を400社(東日本:250社、西日本:150社)以上とする。</p> <p>事業② ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均3,000件以上とする。</p>			

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:40	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:40	【アウトプット指標】			
<p><u>働きやすい職場環境形成事業</u></p> <p><事業概要> 労使が具体的な取組を行うにあたってのノウハウを提供する等、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報及び労使への支援策の充実を図る。</p> <p>(担当:労働基準局勤労者生活課)</p>	<p>28年度目標</p> <p>②パワハラ対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を50名以上とする。</p> <hr/> <p>28年度実績</p> <p>②全都道府県で開催したセミナーにおいて、合計1,953人の参加を得られた。1都道府県あたりの平均参加者数は42名であった。</p>	<p>セミナーの開催に当たっては、より多くの企業の参加を募るため、開催都道府県に所在する経済団体の後援名義を使用しているが、①個別に許可を得るための申請に時間を要したことや、②許可を得るまでに相当の時間を要したことから、セミナーの周知期間が十分に取れなかった。</p> <p>また、募集段階で申込み状況が低調な都道府県について、その管轄労働局に対する参加募集への協力依頼を随時行わなかった等、フォローが不十分であったため目標の達成ができなかった。</p>	<p>平成29年度については、経済団体の本部から早期に一括で後援名義の使用許可を受けることにより、セミナーの周知期間を十分に確保する。</p> <p>また、年度初めの都道府県労働局に対する協力依頼に加え、申込み状況が低調な都道府県の労働局に対して、随時協力依頼を行うことにより、参加者数の増加を図るものとする。</p>	<p>【アウトカム指標】 パワハラ対策取組支援セミナーについて、参加者の80%以上からパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 ①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を100,000件以上とする。 ②パワハラ対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を50名以上とする。 ③専門家養成研修への1回あたりの平均参加者数を32名以上とする。</p>

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:41	未達成の指標 【アウトプット指標】	理由	改善事項	29年度目標
28番号:41				
<p>建設業等における労働災害防止対策費</p> <p><事業概要> 建設業における労働災害の防止のため、以下の取組を実施する。 (1)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進 (2)適切な安全帯取付設備の設置、ハーネス型安全帯等の普及促進等 (3)東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援 (4)職長の指導力向上のための再教育を普及 (5)2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた安全衛生教育や技術指導等 (6)安全経費にかかる実態調査 (担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p>	<p>(3)安全衛生指導の経験者による復旧・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。 2 8 年 度 目 標</p> <p>(東日本大震災:2,160現場以上)、 (熊本地震:360現場以上)</p> <p>(5)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。 (600現場以上)</p>	<p>アウトプット指標 (3)のうち熊本地震の復旧・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導及びアウトプット指標(5)の首都圏の工事現場に対する助言指導については、実施初年度であり、当初の想定よりも準備に時間を要し、巡回指導等にかかる期間が短くなったことが目標未達成の原因と考える。</p>	<p>アウトプット指標 (3)及び(5)については、平成28年度に巡回指導要領等を作成していることで、それらを活用することにより、巡回指導等にかかる期間を十分に確保する。</p> <p>※なお、平成29年度は、平成28年度事業のうち、(2)(4)(6)を新たなメニューに置き換えている。</p>	<p>【アウトカム指標】 (1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (3)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 (4)建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題について十分な検討内容を報告書に盛り込む。 (5)工事の危険性を低減するように配慮した建築物等の設計について国内外の事例を調査し、調査結果・検討内容を報告書に盛り込む。 (6)外国人造船就労者への安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p> <p>【アウトプット指標】 (1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(2,520現場以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(600現場以上) (4)工事の安全衛生対策に必要な経費の確保に関する啓発ガイドラインを作成し、研修会を実施する。(発注者向け140人以上受講、建設事業者向け1,680人以上受講) (5)英国、米国の事例調査に関し、それぞれ、設計者(事務所)・設計コンサルタント(3件程度)、施工業者(2件程度)、発注者(2件程度)、学識者(2件程度)、行政関係機関(1件程度)。国内における先行事例の調査に関し設計者(事務所)・設計コンサルタント(8件以上)、施工業者(8件以上)。 (6)外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育を実施する。(外国人造船就労者に対して19回以上、外国人造船就労者を雇用する事業者に対して6回以上)</p>

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:42	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:42	【アウトプット指標】			
<p>荷役作業における労働災害防止対策事業</p> <p><事業概要> 平成25年3月に策定した、荷役作業の安全対策ガイドラインの周知のための研修会を開催し、また、本ガイドラインを踏まえて、専門家を派遣して、個別の事業場に対して安全診断・改善指導を実施するとともに、荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会を開催する。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p>	<p>28年度目標</p> <p>陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。</p> <hr/> <p>28年度実績</p> <p>研修会には1,750人が参加した。</p>	<p>初回の入札において不落となり、再度公示を行ったことにより、契約締結が6月中旬となったこと、受講勧奨する対象荷主等の名簿を整理することに時間を要したことから、受講者の募集期間が短期間となったため目標値を下回ったものと考えられる。</p>	<p>積算の見直しを行い、平成29年度の事業は5月上旬に契約を行っており、引き続き適切に事業を実施する。なお、研修会の開催については、事前に広報を十分に行うこととする。開催の決定から開催日までの期間をこれまで以上に長く設定する。</p>	<p>【アウトカム指標】 研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。</p>

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:63	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:63	【アウトプット指標】			
<p>就労条件総合調査費</p> <p><事業概要> 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。</p> <p>(担当:政策統括官付参事官付賃金福祉統計室)</p>	<p>28年度目標 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。</p> <hr/> <p>28年度実績 報告書(「平成28年就労条件総合調査報告」については、29年度上半期に刊行予定。</p>	<p>計画どおり調査を実施し、集計、公表(概況)を行ったが、平成28年調査結果の集計中、平成16年以降の集計に誤りがあることが判明したため、再集計、公表値の訂正等を行ったことから、公表(概況)が例年より遅れたことにより、報告書を年度内に刊行することができなかった。</p>	<p>プログラムを作成する場合の注意点を全ての調査担当者に周知徹底するとともに、統計調査の正確性を確保するためのチェック体制の強化を図ることにより、集計誤りを防止する。また、民間委託による調査を適切に実施し、集計、公表等を計画通り行うことにより政策立案のための基礎資料を得る。</p>	<p>【アウトカム指標】 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。</p>

「社会復帰促進等事業に係る平成28年度成果目標の実績評価及び平成29年度成果目標(案)」に関する総括表

○ 28年度実績評価:B評価の事業

29番号:66-1	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:66-1	【アウトプット指標】			
<p><u>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進</u> (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)</p> <p><事業概要> 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。</p> <p>(担当:労働基準局労働条件政策課)</p>	<p>28年度目標</p> <p>①職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数を平成26年度目標件数(238件)以上とする。</p> <p>②職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)について、平成27年度予算における想定件数の7割(600件)以上とする。</p> <p>③職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)について、平成28年度予算における想定件数の7割(550件)以上とする。</p> <hr/> <p>28年度実績</p> <p>①職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数:88件</p> <p>②職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の支給決定件数:12件</p> <p>③職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)支給決定件数:7件</p>	<p>「職場意識改善助成金(職場環境改善コース)」については、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進という重要施策を担っているものであり、厚生労働省及び都道府県労働局において積極的な周知活動を行っているが、利用件数の増加に結びつかない状況にある。</p> <p>また、「職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)」については、平成27年2月13日の労働政策審議会の建議において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当であるとされたことから設けたところ、その後、時間外労働の上限規制の議論等により、現時点では、特例措置の縮小の具体的な時期は未定の状態になっている。このため、特例措置対象事業主に所定労働時間短縮等のインセンティブが働かなかつたことが大きな理由と考えられる。</p> <p>さらに、「職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)」については、まだまだ周知が図れていないものと認識している。</p>	<p>平成29年度予算において、支給実績等を踏まえ、「職場意識改善助成金(職場環境改善コース)」について約5千万円の縮小を、「職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)」については約3億5千万円の縮小を行うとともに、これまでの周知活動に加え、企業の実情を知る社会保険労務士に直接周知する方法により、それぞれの助成金が必要な中小企業に対して周知徹底を図っていくことにする。</p> <p>また、働き方改革実行計画が平成29年3月28日に決定されており、当該趣旨等を踏まえ、事業内容について見直しを行う。</p> <p>※なお、平成29年度は、職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)を追加実施している。</p>	<p>【アウトカム指標】</p> <p>①職場環境改善コース:支給対象となった中小企業において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上上昇させる等</p> <p>②所定労働時間短縮コース:対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮し、40時間以下にする等</p> <p>③時間外労働上限設定コース:対象事業場において、労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限を設定する等</p> <p>④勤務間インターバル導入コース:対象事業場において、勤務間インターバルを導入する等</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】</p> <p>①職場環境改善コースの支給決定件数を133件以上とする。</p> <p>②所定労働時間短縮コースの支給決定件数を58件以上とする。</p> <p>③時間外労働上限設定コースについて、550件以上とする。</p> <p>④勤務間インターバル導入コースについて、518件以上とする。</p>